※その他の料金として、症状の急変に伴う医師の診察や治療を受けた時の医療費および児童 の飲食物などは保護者負担となります。

○そ の 他 連続して5日まで預かることができます (休業日を除く)。 受付時間は、午前8時30分~午前9時です。

多子世帯病児・病後児保育利用料無料化について

18歳未満の子どもが3人以上いる世帯は、病児・病後児保育の利用料が無料となります。 〇対 象 者 3人以上の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

を養育している保護者

〇申請方法 利用した日の属する年度末までに、岐南町多子世帯病児・病後児保育利用

料補助金交付申請書(窓口で記入、または、町ホームページでダウンロー

ド可能) に必要事項を記入し、窓口へ申請してください。

〇必要なもの ・印鑑

・病児・病後児保育を利用した際の領収書の写し

・申請者の口座番号のわかるものの写し

・申請者と対象児童の関係を明らかにできる証明等の写し (健康保険証、母子健康手帳など)

●問い合わせ窓口● 子ども安心課 ☎247-1344 (直通)



一時預かり保育

保護者の就労・通院や治療、看護、冠婚葬祭などの理由で家庭保育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりします。また、リフレッシュを図りたいときにもお気軽にご利用ください。利用を希望する方は、事前に直接保育施設へお問い合わせください。

〇対象児童 町内在住の満1歳~就学前の乳幼児

〇実 施 施 設 町内各保育施設

〇利 用 料 1人当たり 1日 3,000円

半日 1.500 円

※利用時間や保育施設により、給食やおやつの費用が別途必要な場合があります。

●問い合わせ窓□● 町内各保育施設(連絡先は11ページ参照)

